

第1章 総論

1-1 計画策定の目的

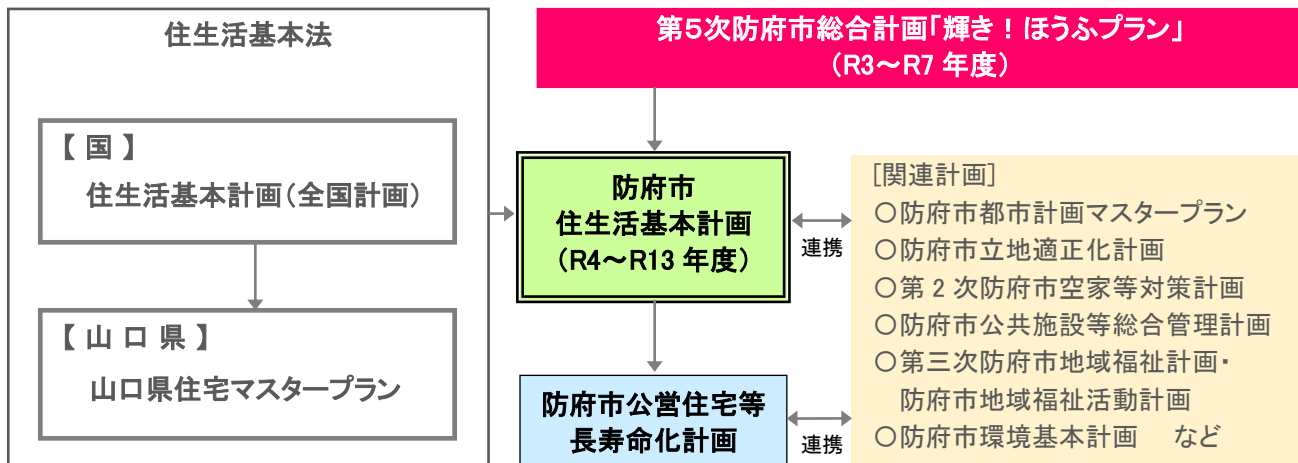
「防府市住生活基本計画(以下、本計画)」は、「住生活基本法」の基本理念や「住生活基本計画(全国計画)」、県の「山口県住宅マスタープラン」に掲げられた諸施策を踏まえながら、市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な方向性や取り組むべき施策を示すものです。

本市の特性に応じた住宅施策を計画的かつ総合的に推進していくための新たな計画として、本計画を策定します。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、今後の本市における住宅施策の総合的な方針を定めたものです。『第5次防府市総合計画「輝き！ほうふプラン」』や「防府市都市計画マスタープラン」、「防府市立地適正化計画」、「第2次防府市空家等対策計画」等の上位・関連計画との連携を図るとともに、「住生活基本法」、「住生活基本計画(全国計画)」や「山口県住宅マスタープラン」等との整合性に配慮します。

[計画の位置づけ]



1-3 計画の期間

本計画の期間は、令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢の変化などに柔軟に対応していくため、おおむね5年を目途に、若しくは必要に応じて計画の見直しを図ります。

	令和4(2022)年 ～令和8(2026)年	令和9(2027)年 ～令和13(2031)年
第5次防府市総合計画	～令和7(2025)年	次期計画
防府市住生活基本計画	計画期間(おおむね5年で見直し)	

1-4 SDGs(持続可能な開発目標)の推進

本計画では SDGs(持続可能な開発目標)の理念に沿って、持続可能な住生活・住環境の施策を推進します。



目標1【貧困】
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標3【保険】
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標5【ジェンダー】
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標7【エネルギー】
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標9【インフラ、産業化、イノベーション】
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標11【持続可能な都市】
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標13【気候変動】
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標15【陸上資源】
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標17【実施手段】
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



目標2【飢餓】
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標4【教育】
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標6【水・衛生】
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標8【経済成長と雇用】
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標10【不平等】
国内及び各国家間の不平等を是正する



目標12【持続可能な消費と生産】
持続可能な消費生産形態を確保する



目標14【海洋資源】
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標16【平和】
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

※SDGs(エスディージーズ) Sustainable Development Goals
貧困、エネルギー、気候変動など、21世紀の世界が抱える社会・経済・環境面の課題を解決し、持続可能な形で発展していくため、国際社会が令和12(2030)年までに達成を目指す17の目標